

移動等円滑化取組計画書

2023年 6月 5日

住 所 神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目8番16号

事業者名 株式会社江ノ電バス
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 飯塚 周次

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・当社が所有する乗合バス車両における、2022年度末時点のノンステップバス導入率は72.6%となっている。（適用除外車両を除く） <p>一方、新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響により、従来のノンステップバス導入計画は見直しを余儀なくされたものの、従来車両の老朽化が進行していることに鑑み、ノンステップバスを順次導入し車両更新を進める。2023年度末までに75%、2024年度末までに80%の乗合バス車両（適用除外車両を除く）をノンステップバスにする方針とする。</p>
<p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の方向幕については、2019年度に設定した乗合バスのアルファベットとアラビア数字の組み合わせによる系統番号を掲出して運行している。停留所においても、系統番号を明記した停留所ポールへ順次更新することで、「分かりやすい」情報提供による旅客支援を推進する。・乗合バス全乗務員に対する接客研修を継続的に実施し、お客さまへの「安心とやさしいサービス」を提供に努める方針とする。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	・ノンステップバスを40両導入する。(2023~2025年度)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両に備え付けの各装置の点検	車両に備え付けのスロープ板や車いす用押しボタンなどの各種装置について、定期的に点検を行い、適切な稼働状態を維持する。
納入時の車両メーカーとの基準適合状況の確認の徹底	車両納入時、車両メーカーと「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」第三節及び第四節で規定されている乗合バス車両及び貸切バス車両の構造及び設備の基準との適合状況の確認を徹底する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士資格の取得	・当社指導主任運転士を中心に、サービス介助士の資格取得を進める。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内外における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・更新車両の方向幕を白色LEDに変更し、車外からの視認性向上を図る。 ・携帯電話等からの検索によりバスの位置情報が確認できる「江ノ電バスナビ」による情報提供を引き続き実施する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術及び知識の向上	・全乗務員を対象とした、障がいをお持ちのお客様への対応に関する教習を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内掲示ポスター及び車内運賃表示器を活用した広報	国及び地方公共団体から依頼のある高齢者、障害者等の配慮に関するポスターの掲示に協力するほか、車内運賃表示器等を用いた広報活動及び啓発活動を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> 沿線各地方公共団体のまちづくりに関する各会議体に参加し、必要な協力を行う。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	変更なし	

V 計画書の公表方法

株式会社江ノ電バス公式WEBホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。